

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画

平成29年7月24日

王子グリーンエナジー日南株式会社

1 申請者の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③法人又は団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、E-mailアドレス、担当者名)、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：王子グリーンエナジー日南株式会社 ②：東京都中央区銀座4丁目7番5号 ③：代表取締役社長 田熊 聡 ④：電 話 番 号：03-3563-4392 E-mailアドレス：aoike3879sy@oji-gr.com 担 当 者 名：青池 真也	⑤：10百万円 ⑥：19名 ⑦：発電事業 ⑧：3月

2 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電設備の整備の内容

①再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

番号	発電設備の種類	出力(kW)	年間発電量(千kWh)	建築面積(m ²)	発電設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	氏名又は名称	備考
							登記簿	現況			
i	木質バイオマス発電(未利用材他)	25,400	200,000	2,885.49	日南市大字平野	844-3	宅地	同左	27,005.43	王子グリーンエナジー日南㈱	

②附属設備

なし

(2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	平成25年10月31日 ～ 平成27年4月1日

(3) 再生可能エネルギー発電設備の使用期間

番号	発電設備の使用期間
i	平成27年3月1日 ～ 平成47年2月28日

(4) 再生可能エネルギー発電設備により発電した電力の供給先

- ・伊藤忠エネクス株式会社（平成27年2月19日 電力受給契約締結済）
- ・王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社（平成27年3月27日 電力受給契約締結済）
- ・再生可能エネルギー発電設備の認定済み（認定日：平成26年1月23日）

3 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

(1) 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

地域の林地残材等を原料とした木質チップを、地域のチップ加工業者から長期的かつ安定的な価格で買い取るにより、未利用材の新たな用途拡大による林業の活性化及び森林資

源の有効活用に寄与するとともに、木質チップ加工等の再生可能エネルギー発電に関係する地域産業の活性化を図る。

なお、地域に賦存する木質バイオマスを変換して発電する電気の量が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

(2) 農林漁業関連施設の整備の内容等

該当なし。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3の(1)の取組については、地域のチップ加工業者から地域の林地残材等を原料とした木質チップ等を買収することで実施するものであるため、別途資金の調達は行わない。

5 再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

日南市と締結した『公害防止協定(添付書類⑥)』及び『日南市美しいまちづくり景観条例(条例第220号)』に基づき、自然環境の保全及び公害防止に必要な措置を講ずる。

6 再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

土地の貸主である王子製紙株式会社と取り交わした『土地賃貸借契約書(添付書類⑦)』第12条に基づき、契約期間が終了する平成55年(2043年)10月31日までに再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う。

なお、撤去に係る費用については、売電収益の一部を積み立てることで確保する。

(2) 土地等の原状回復等

(1)と同様に、土地の貸主である王子製紙株式会社と取り交わした『土地賃貸借契約書(添付書類⑦)』第12条に基づき、契約期間が終了する平成55年(2043年)10月31日までに土地を更地にした上で返還する。

7 特例措置に関する事項

該当事項なし。

(添付書類)

- ① 定款（写）
- ② 貸借対照表・損益計算書（平成 27 年度）
- ③ 貸借対照表・損益計算書（平成 28 年度）
- ④ 発電設備配置図
- ⑤ 発電設備図面
- ⑥ 公害防止協定（写）
- ⑦ 土地賃貸借契約書（写）
- ⑧ 木質バイオマス燃料の安定取引に関する協定書（写）
- ⑨ 木質バイオマス燃料の安定取引に関する協定に基づく基本契約書（写）